

広島県告示第百十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第三十四条の三の規定によって、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成二十一年二月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 起業者の名称

広島県

二 事業の種類

一般国道487号改築工事（藤脇バイパス（広島県呉市倉橋町字小松川地内から同市音戸町藤脇二丁目地内まで）並びにこれに伴う市道及び普通河川の付替工事

三 手続を開始する土地

1 収用の手続を開始する土地

広島県呉市音戸町藤脇一丁目及び音戸町藤脇二丁目地内

2 使用の手続を開始する土地

広島県呉市音戸町藤脇一丁目及び音戸町藤脇二丁目地内

四 法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所

広島県呉市役所